

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和5年4月20日

2. 認定事業再編事業者名
株式会社 名古屋食糧

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社名古屋食糧は米穀卸を主体に、米関連の加工食品製造、食料品小売、飲食店の運営等多岐に事業展開し、大きく米穀事業部、食品加工事業部、食品事業部の3部門で構成されている。

今般、食品事業部が担う炊飯製造に関しては、愛知県瀬戸市の炊飯工場（以下、瀬戸工場）と子会社の㈱米常の北名古屋市炊飯工場（以下、北名古屋工場）の2工場体制で生産しているため、瀬戸工場に集約するグループ工場の再編を計画し、配送ルートの本化や工場稼働率の向上、人材の有効活用を図る。

また、工場再編にあわせて、最新の冷凍設備を導入し、冷凍商品の開発に取り組み、消費者ニーズにあった商品の製造・供給体制を確立することで販売力強化を図る。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

食品事業部の売上高を令和3年度の1,661百万円から令和8年度には1,855百万円に増加させる。これに伴い、国産米の調達量を令和3年度の5,788トンから令和8年度には6,463トンへ増加させることにより、生産者の販売機会の確保や経営安定・発展に寄与する。

② 生産性の向上を示す数値目標

令和8年度には令和3年度に比べて、有形固定資産回転率を0.6%向上させる。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

令和8年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支率は100%を超える。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

食品事業部（炊飯製造）

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

北名古屋工場の廃棄

（事業方式の変更）

食品事業部において、子会社の㈱米常の北名古屋工場を瀬戸工場に集約し、配送ルートの本化や工場稼働率の向上、人材の有効活用を図る。

また、工場再編にあわせて、最新の冷凍設備を導入し、冷凍商品の開発に取り組み、消費者ニーズにあった商品の製造・供給体制を確立することで販売力強化を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社名古屋食糧 瀬戸工場 : 愛知県瀬戸市美濃池町 68 番地

株式会社米常 北名古屋工場 : 愛知県北名古屋市二子松江37

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和5年4月

終了時期：令和9年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する施設の相当 程度の撤去又は設備の相当 程度の廃棄	撤去する施設とその内容：北名古屋工場 帳簿価額：4.1 百万円 撤去期日：R6 年 3 月末 撤去比率：9.04%	
法第 2 条第 5 項 2 号の要件			
	農業資材又は農産物に係る 新たな生産若しくは販売の 方式の導入又は設備等その 他の経営資源の高度な利用 による農業資材又は農産物 の生産又は販売の効率化	瀬戸工場と北名古屋工場を集約すること により非効率な生産性を改善。また最新 の冷凍設備を導入することで、さらなる 消費者の需要に応え、今まで以上に生産 者の販売機会向上を図る。	法第 25 条第 1 項 (株式会社日本政 策金融公庫による 低利・長期の資金 の貸付け)